主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人田中俊充、同圓山司の上告理由について

有限会社の持分を相続により準共有するに至った共同相続人が、準共有社員としての地位に基づいて社員総会の決議不存在確認の訴えを提起するには、有限会社法二二条、商法二〇三条二項により、社員の権利を行使すべき者(以下「権利行使者」という)としての指定を受け、その旨を会社に通知することを要するのであり、この権利行使者の指定及び通知を欠くときは、特段の事情がない限り、右の訴えについて原告適格を有しないものというべきである(最高裁平成元年(オ)第五七三号同二年一二月四日第三小法廷判決・民集四四巻九号一一六五頁参照)。そして、この場合に、持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。

記録によれば、亡Dは、被上告会社らの持分をすべて所有していたものであり、 その法定相続人は、妻である上告人A1(法定相続分二分の一)と子である上告人 A2及び同A3(同各五分の一)の外、亡DとBとの間に生まれたE(同一〇分の一)の四名であるところ、上告人らは、Eの法定代理人であったBが権利行使者を 指定するための協議に応じないとして、権利行使者の指定及び通知をすることなく、 被上告会社らの準共有社員としての地位に基づき、本件各社員総会決議不存在確認 の訴えを提起するに至ったことが明らかである。

しかしながら、さきに説示したところからすれば、BないしEが協議に応じないとしても、亡Dの相続人間において権利行使者を指定することが不可能ではないし、権利行使者を指定して届け出た場合に被上告会社らがその受理を拒絶したとしても、このことにより会社に対する権利行使は妨げられないものというべきであって、そもそも、有限会社法二二条、商法二〇三条二項による権利行使者の指定及び通知の手続を履践していない以上、上告人らに本件各訴えについて原告適格を認める余地はない。その他、本件において、右の権利行使者の指定及び通知を不要とすべき特段の事情を認めることもできない。

本件各訴えを却下すべきものとした原審の判断は、以上と同旨をいうものとして 是認することができる。原判決に所論の違法は認められず、論旨は、独自の見解に 立って原判決を論難するものであって、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	袁	部	逸	夫
裁判官	大	野	正	男
裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	屋	崎	行	信